

学生生活 Q&A

【1】奨学金制度

1. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

Q1. 奨学金の募集はいつですか？

定期採用の募集は、4月から5月にかけて行います。学部1年生、学部2年生以上、大学院で日程が異なりますので、学生支援課の掲示板・Web サイトで確認してください。また、定期採用は年一回の募集になりますので注意してください。なお、家計急変等により緊急に奨学金が必要になった時の緊急採用・応急採用は、年間を通じて募集していますので、窓口にご相談ください。

Q2. 日本学生支援機構以外の奨学金を受けていますが、申し込みできますか？

原則として他団体奨学金との重複貸与の規制はしていませんが、他の奨学金のなかには日本学生支援機構奨学金との重複貸与を認めないものもありますので、窓口にご相談ください。

Q3. 学内選考基準を教えてください。

奨学金申込者の人物・学力・家計等について基準に照らして選考し採用します。また、日本学生支援機構より割り当てられた推薦者数の範囲内で採用を行いますので、基準内なら必ず採用されるとは限りません。

Q4. 奨学金の振込み日はいつですか？

奨学金の振込みは通常毎月 11 日ですが、振込日が異なる月や、まとめて振り込む月があります。なお、奨学金の継続手続きを行わない場合や、成績不良の場合は、奨学金の振込みが止まりますので注意してください。

Q5. 月額の変更(増額・減額)はできますか？

(第一種)必要が生じたときに月額の変更(増額・減額)ができます。「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。また、通学形態の変更(自宅または自宅外)により変わる場合もあります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

(第二種)必要が生じたときに月額の変更(増額・減額)ができます。「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことなどは、認められません。学校生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるように注意してください。

Q6. 奨学金振込口座を変更したいのですが、どのようにしたらいいですか？

奨学金振込の口座変更は、新しい口座の届出が必要になります。「奨学金振込口座変更届」を提出してください。

Q7. 奨学金の「休止」「辞退」「復活」等の手続きはどのように行えばいいですか？

異動理由が発生次第、すみやかに「異動届」を提出してください。

Q8. 海外留学を考えています。海外留学期間中も継続して貸与を受けられますか？

(第一種)奨学生が外国の学校へ「留学」(休学して留学する場合を含む。)する場合、留学中の「留学奨学金継続願」および留学を証明する書類を提出してください。審査のうえ奨学金の交付を継続します。なお、審査の結果継続貸与が認められない場合は、休止となります。

(第二種)平成 18 年度以降採用者の第二種奨学金については、留学継続貸与が認められないため、留学中(原則として3ヶ月以上1年以内)も奨学金の貸与を希望する場合は、貸与中の第二種奨学金を休止、もしくは辞退し、改めて「第二種奨学金(短期留学)」を申込んでいただく必要があります。

Q9. 継続の手続きはどのようにするのですか？

「適格認定奨学金継続願」をインターネットにより提出してください。期間・手続き方法については、12月中旬頃、学生支援課の掲示板及びWebサイトでお知らせします。

Q10. 「適格認定奨学金継続願」を提出すれば、必ず奨学金は継続貸与されるのですか？

インターネットにより提出した「適格認定奨学金継続願」の入力内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否等を判断します。留年等成績が著しく不良の場合は停止されます。

学生生活 Q&A

Q11. 奨学金の返還はいつから始まりますか？

3月に卒業した方は、卒業した年の10月からです。また、理由によっては、返還猶予の制度があります。（※Q12. 参照）

Q12. 返還が困難になった場合、どうしたらよいですか？（災害・傷病・経済困難・失業等）

奨学生であった者が、災害や傷病等によって返還が困難になった場合や、学校等に在学するとき、願い出により奨学金の返還期限を猶予する制度があります。返還が困難になった場合は、すみやかに返還期限猶予の手続きをしてください。学校等に在学するための猶予については「在学届」を提出してください。

2. 民間奨学団体及び地方公共団体の奨学金

Q1. どんな種類の奨学金がありますか？

給与（返還不要）と貸与（要返還だが無利子）の奨学金があります。各奨学団体により給付額や応募資格が異なりますので、学内の掲示をよくご覧ください。

Q2. 学内選考基準を教えてください。

奨学団体の応募資格を元に、申請者の経済的困窮度および学業成績の両方を考慮し学内選考を行います。

Q3. 奨学生になるために何か特別な条件は必要ですか？

学内選考基準についてはQ2.のとおりです。一方で、各奨学団体には独自の選考基準があります。将来の目標や学業の目的意識が明確な学生が好まれます。また、奨学生に採用されたときは、みなさんの学生生活を経済的にご支援いただくわけですから、常に感謝の気持ちを忘れず努力する真摯な姿勢が必要です。

Q4. 倍率はどのぐらいですか？

各奨学金により対象学生、応募資格が異なるため申請者数、および推薦者数も一様ではありません。一般的には、給与奨学金への申請が増加しており、高い倍率になっています。また、各奨学団体での選考がありますので、学内選考を通ったからといって必ず奨学金を得られるわけではないことにご留意ください。

Q5. 奨学金を受けていますが、別の民間奨学金に申し込みできますか？

それぞれの奨学金の規程によりますので、ご確認ください。一般的には、多くの給与奨学金で、他の奨学金の受給を禁じています。

Q6. 学内選考の結果はどのようになりますか？

学内選考で、大学から推薦する学生にのみ連絡します。学内選考で推薦にもれた学生には連絡しません。

Q7. 奨学生には何か義務がありますか？

それぞれの財団によりますが、年度末の成績報告やレポートの提出といったものがあります。住所等の変更があった場合は、財団に報告しなければなりません。他に、財団主催の行事（奨学生の集いなど）に参加するよう依頼があります。また、大学から推薦を受けた学生は、積極的に財団行事に参加していただくようお願いします。

Q8. 奨学金の支給が停止または廃止になる場合がありますか？

それぞれの財団によりますが、Q7.の義務を行わなかった場合や留年した場合、学生として相応しくない行動をした場合などにより財団の判断で奨学金の支給が停止または廃止されることがあります。ほとんどの財団では、留年した場合奨学金は支給されません。

学生生活 Q&A

【2】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）

Q1. 授業料免除を申し込みたいのですが、どうしたらよいですか？

授業料免除は前期・後期の年2回申請ができます。学期ごとに「授業料免除申請要領」を入手し、必要な書類をそろえて、申請受付期間内に授業料免除担当窓口へ提出してください。なお、各期の日程（予定）については、概ね次のとおりです。

	前期		後期
申請書類配布	2月中旬～	申請書類配布	8月中旬～
申請受付時期	4月上旬	申請受付時期	10月上旬
結果発表	6月下旬	結果発表	11月下旬

必要な書類や詳細な日程については、学生支援課窓口または Web サイト等で確認してください。
(参考)授業料免除関係 <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>

Q2. 授業料免除の選考基準を教えてください。

免除対象となる者は次のとおりです。

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
2. 授業料の各学期ごとの納期前の6ヶ月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者
3. 上記 2. に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

上記のいずれかに該当する者で、家計評価及び学業成績をもって判定されます。家計評価及び学業成績の基準につきましては、授業料免除申請要領または Web サイトを参照してください。

Q3. 何人ぐらいが授業料免除を受けられますか？

各年度の予算額によって異なるため一概には言えませんが、概ね各学期とも学部・大学院併せて500名～600名の学生が、全額又は半額免除となっています。なお、出願者数の状況によって、全額免除と半額免除の割合は異なります。

Q4. 授業料免除を申請した場合の授業料の支払いについて、教えてください。

授業料免除申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納入しないでください。なお、一旦納付された授業料は、返還できませんので、注意してください。

結果発表後、免除を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定が発表され次第速やかに授業料を納入してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。また支払方法については、財務会計課からの指示に従ってください。

(参考)授業料 <http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/fee/index.html>

Q5. 授業料免除・延納・分納は同時に申し込めますか？

授業料免除・延納・分納は併願できません。どれか一つを選んで申請してください。

Q6. 休学中ですが、授業料免除・延納・分納の申請はできますか？

休学中の者は、授業料免除・延納・分納ともに審査の対象となりません。復学した後に申請してください。

Q7. 留年者／修業年限超過者ですが、授業料免除・徴収猶予(延納・分納)は受けられますか？

留年者、修業年限超過者、残留者及び仮進学者は、原則として免除対象者としませんが、理由により免除が認められる場合があります。詳細については、授業料免除申請要領または Web サイト等によって確認していただくか、学生支援課窓口までお問い合わせください。なお、延納・分納については、審査の対象となります。

学生生活 Q&A

Q8. 提出書類について、所得がなくても所得証明書は必要ですか？

『所得証明書』(収入がない場合は『非課税証明書』)は、乳幼児、就学者を除く家族全員(大学院学生は本人を含む。私費外国人留学生は日本における同居家族全員)分について、市区町村長が発行した原本を提出してください。収入がない方(専業主婦の方や予備校生等)についても、収入がないという証明になりますので、必ず提出するようにしてください。なお、所得証明書という名称は、市区町村により異なる場合があります。

Q9. 所得証明書を提出しても、源泉徴収票は必要ですか？

給与所得者については、『所得証明書』と『源泉徴収票』はどちらも必要書類となるので、両方とも提出してください。どちらかが提出されていない場合は、書類不備となり、審査できません。なお、働き始めたばかりで源泉徴収票が出ないという場合は、給料明細(3ヶ月以上)や収入見込証明書を代わりに提出してください。

Q10. 直接相談したいときはどうすればいいですか？

授業料免除・延納・分納について、なにか不明な点があれば、学生支援課の授業料免除担当窓口まで相談してください。

○窓口受付時間

授業期間	授業休業期間
8 :30~18:10	8:30~17:00

○問い合わせ先

TEL:042-580-8117, FAX:042-580-8135

【3】学生表彰制度

Q1. 誰でも応募できますか？

学部長の推薦により選考されます。また、前年度における成績の評価について、原則として3.60以上の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人に与えられます。当面は各学部の各学年1名の計で12名です。(4学部2~4年生)

Q2. 給付期間はいつまでですか？

在学生は、1年間です。卒業年次生は30万円相当の記念品が授与されます。

【4】学生金庫

Q1. 学生金庫とはどういう制度ですか？

在学生在が急に学資金・生活費等が必要になった場合に備えて、学生金庫の制度が設けられています。1人につき30,000円を限度とし、無利子で貸与を行っています。貸付期間は学部生が2ヶ月・大学院生が6ヶ月です。必ず返還しなければなりません。

Q2. 申請方法を教えてください。

貸付申請書(学生支援課にて配付)に必要な事項を記入し、クラス顧問教員又は指導教員の署名捺印を得て学生支援課窓口申請してください。なお、申請書の受付後審査を行います。貸付を決定するまでに数日かかりますのでご注意ください。現金の受け取りの時、借用書に記名・押印していただきます。印鑑(スタンプ印は不可)を持参してください。

Q3. 返還はどうすればいいですか？

一括返還が原則です、学生支援課窓口現金を持参してください。借用書を引き換えにお渡しします。

学生生活 Q&A

【5】国際学生 宿舎

Q1. 学生寮に入寮したいのですが、募集時期はいつですか？

募集時期は次のとおりです。

- ・ 学部および大学院の新生学生には、出願時または入学時に募集します。
- ・ 学部新3年生に進級する2年生には秋頃に募集します。学生支援課の掲示板・Web サイトで確認してください。
- ・ 空室の状況により追加募集(4月入居、6月入居、10月入居)を行うことがあります。学生支援課の掲示板・Web サイトで確認してください。
- ・ 緊急に入寮を必要とする場合は、随時受け付けますので学生支援課に気軽に相談してください。

Q2. 学生寮への入居の基準はありますか？

授業料免除の家計評価基準を適用して、家族または本人の経済状況を中心に客観的に判断し、経済事情または特殊事情により入寮の必要性が高いと認められ、実家または親元からの通学時間が概ね1時間30分以上(最寄りの駅から国立駅までの乗車時間が1時間以上)であることです。

【6】アルバイト

Q1. 学生支援課の掲示板で紹介しているアルバイトは家庭教師だけですか？

基本的には個人の家庭教師のみですが、学内での臨時アルバイトに限り、掲示板で紹介することがあります。

Q2. 家庭教師のアルバイトを希望する時は事前登録が必要ですか？

事前登録の必要はありません。

【7】学生教育研究災害傷害保険

Q1. 学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)は、学年途中から加入することができますか？

できます。学生支援課で渡す払込取扱票(振替払込請求書兼受領証)に該当年数分の保険料を添えて、郵便局に振り込んで下さい。翌日から保険が有効になります。

Q2. 学研災に加入しているかわかりません。確認できますか？

できます。学生に学生証をお持ちのうえ、学生支援課窓口まで問い合わせてください。

【8】保健センター

Q1. 健康診断書が必要になりました。どこに行けばもらえますか？

学部生は教務課および保健センターにある自動発行機で、学生証を使用して自分で発行することができます。大学院生は保健センターで発行します。いずれも、その年度の定期健康診断を受診することと、再検査が必要な場合はそれを受診することが条件です。相手先所定の診断書用紙がある場合は医師の面接が必要ですので、保健センターで予約してください。

Q2. 今年健康診断を受けそびれてしまいました。どうしたらよいですか？

定期健康診断は毎年4月の初旬に実施しています。この時期に受診できなかった場合は、その年度内は大学で受診する機会はありませんので、他の医療機関等で受診してください。保健センターで紹介もしています。

Q3. はしかにかかりました。どこに連絡したらよいですか。

学校伝染病(下表参考)にかかった場合、あるいはかかった疑いのある場合は出席停止になります。まず、保健センターに電話連絡をしてください。出席停止期間は各病気によって異なりますので、主治医の判断に従ってください。また、授業の出席や試験期間中の対応については、医師の診断書が必要になります。詳しくは教務課にお問い合わせください。

学生生活 Q&A

第1種	第2種	第3種
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) コレラ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

Q4. 風邪にかかりました。お薬が欲しいのですが。

保健センターでは医師の診察を受けた場合に限り、応急的に2日分の内服薬をさしあげています。「医師診療時間」を参考に、医師のいる時間内に受診してください。

Q5. 予防注射を受けたいのですが。

保健センターでは予防注射は実施していませんが、予防注射が受けられる医療機関をご紹介します。留学の場合、留学先の衛生事情、留学先大学から要求される内容によって予防注射の種類が変わります。できれば母子手帳を持参の上、留学が決定したら早めに保健センターに相談に来てください。

【9】学生支援センター

Q1. 個人的な悩みや学生生活上のさまざまな悩みがあるときはどうしたらよいですか？

学生相談室は、学生生活全般におけるあらゆる相談に応じる「なんでも相談室」です。どんな悩みでも結構ですので、一度相談室に相談に行ってください。

Q2. どんな相談窓口がありますか？

保健センターや学生相談室の他に、セクハラ関係のキャンパス・ライフ相談室、留学生のための留学生相談室、進路・就職関係のキャリア支援室など複数の窓口があります。

Q3. 相談があるときは最初にどこに行けばよいですか？

各相談窓口は必要に応じて連携し、相互に紹介合っていますので、一番行きやすいところにまず連絡してみてください。

【10】セクシュアル・ハラスメント

Q1. セクシュアル・ハラスメントにあったときはどうしたらよいですか？

キャンパス・ライフ相談室を訪ねてください。女性の専門カウンセラーが対応してくれます。場所は、第1講義棟の1階の東側です。

【12】課外活動

Q1. 学生集会所(合宿所)にお酒を持ち込んでコンパを開きたいのですが。

学生集会所は飲酒禁止です。また、禁煙でもあります。ルールをきちんと守って利用してください。

Q2. 兼松講堂でコンサートを開きたいのですが、いつから申し込めますか？

通常は1ヶ月前(利用したい月の前月の最初の平日)が受付開始日なのですが、行事開催届を提出することによって、数ヶ月先の利用申請もできます。ただ、許可については学生委員会で審議します(8月を除く毎月第3水曜日に開催します)。詳細については課外活動主担当にお尋ねください。

学生生活 Q&A

Q3. サークルでの教室の利用方法を教えてください。

通常は3ヶ月前(利用したい月の3ヶ月前の月の最初の平日)が受付開始日です。授業期間中は授業が最優先になりますので、授業で使用していない時間で申請してください。サークル等でみなさんがたとえ先に予約していたとしても、教室変更等で授業が入った場合には授業優先になりますので、ご了承ください。また、ゼミ等で授業が延長した場合も同様に授業優先になりますので、ご理解の上申請してください。

Q4. 教室でミーティングするのにマイクを借りたいのですが、手続きを教えてください。

通常は3ヶ月前(利用したい月の3ヶ月前の月の最初の平日)が受付開始日です。学生支援課の台帳を見て空きがあったら台帳に書き込み、物品借用書に記入して提出してください。他にもいろいろ貸出物品はありますが、物品によって保管場所が異なるので、そこまで案内して貸出すこともあります。返却は返却期限を守り、窓口の開いている時間をお願いします。

Q5. プrintセンター・東プラザ印刷室の使用はいつでもできますか？

夏季休暇、冬期休暇、大学入試等で使用できない場合があります。使用できる時期については、Printセンターに事前に掲示等を出します。

【14】学外研修施設

Q1. サークルで合宿をしたいのですが、どこか安くてよいところがありますか？

本学には神奈川県相模原市と新潟県妙高市に学外研修施設があります。どちらも定員40名で、宿泊費はかかりませんのでご利用ください。食事代や寝具の洗濯代は別途かかります。詳細については課外活動主担当にお尋ねください。

【15】大学等共同利用施設

Q1. 大学等共同利用施設の使用申込は、どのようにしたらよいですか？

次のとおり手続きを行ってください。

- ・ 国立大学法人筑波大学・山中共同研修所および国立大学法人群馬大学・草津セミナーハウス
必ず先方の大学に使用可能の問い合わせをしたうえで、学生支援課窓口に申し込みに来てください。先方の大学の連絡先については、本 Web サイトや学生支援課にて配付している「学生生活のてびき」に載せているので参照してください。
- ・ 八王子セミナーハウス(大学セミナーハウス)
直接、八王子セミナーハウスに問い合わせてください。連絡先は、本 Web サイトや学生支援課にて配付している「学生生活のてびき」に載せているので参照してください。